

ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係） 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>20211109 保局第 1 号</u> <u>令和 3 年 1 1 月 1 5 日</u></p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦</p> <p style="text-align: center;">ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）</p> <p>ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）を別添 1 及び別添 2 のとおり制定する。</p> <p>（別添 1）（略）</p> <p>（別添 2）</p> <p style="text-align: center;">ガス用品の技術上の基準等に関する省令関係</p> <p>ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 8 年経済産業省令第 5 号）により、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和 4 6 年通商産業省令第 2 7 号。以下「省令」という。）別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいてガス用品が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p>	<p style="text-align: center;"><u>20210713 保局第 1 号</u> <u>令和 3 年 7 月 2 7 日</u></p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦</p> <p style="text-align: center;">ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）</p> <p>ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）を別添 1 及び別添 2 のとおり制定する。</p> <p>（別添 1）（略）</p> <p>（別添 2）</p> <p style="text-align: center;">ガス用品の技術上の基準等に関する省令関係</p> <p>ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 8 年経済産業省令第 5 号）により、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和 4 6 年通商産業省令第 2 7 号。以下「省令」という。）別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいてガス用品が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第 3（第 1 1 条、第 1 3 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p>

ガス用品の区分	技術的内容
半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	<p>1～30（略）</p> <p><u>3.1 自動運転機能を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。</u></p> <p><u>(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、使用者の操作が一定時間無かつた場合、自動的に停止する機能を有すること。</u></p> <p><u>(3) 出湯温度の設定ができるものにあつては、出湯温度（設定温度）に対し+5℃以下であること。ただし、使用者が直接触れない出湯（暖房用の湯等）は除く。</u></p> <p><u>(4) 取扱説明書にシャワー使用時・入浴時などには、湯の温度を確かめてから使用する旨の記載があること。</u></p> <p><u>3.2（略）</u></p>
半密閉燃焼式ガストーブ	<p>1～31（略）</p> <p><u>3.2 自動運転機能を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。</u></p> <p><u>(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、使用者の操作が一定時間無かつた場合、自動的に停止する機能を有すること。</u></p> <p><u>(3) 温風温度は、温風吹き出し口から1000mm（消費量が7kWを超えるものは1500mm）の温風温度が80℃以下で</u></p>

ガス用品の区分	技術的内容
半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	<p>1～30（略）</p> <p>[新設]</p> <p><u>3.1（略）</u></p>
半密閉燃焼式ガストーブ	<p>1～31（略）</p> <p>[新設]</p>

	<p><u>あること。</u></p> <p><u>3.3 (略)</u></p> <p><u>3.4 取扱説明書に可燃物を近くに置かない旨の記載があること。</u></p>
半密閉燃焼式ガスバーナー付ふるがま	<p>1～3.0 (略)</p> <p><u>3.1 自動運転機能を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。</u></p> <p><u>(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、使用者の操作が一定時間無かつた場合、自動的に停止する機能を有すること。</u></p> <p><u>(3) 給湯のできるものであり、かつ出湯温度の設定ができるものにあつては、出湯温度(設定温度)に対し+5℃以下であること。ただし、使用者が直接触れない出湯(暖房用の湯等)は除く。</u></p> <p><u>(4) 浴槽の温度設定ができるものにあつては、設定温度に対し+5℃以下であること。</u></p> <p><u>(5) 取扱説明書にシャワー使用時・入浴時などには、湯の温度を確かめてから使用する旨の記載があること。</u></p> <p><u>3.2 (略)</u></p>
ガスふろバーナー	(略)
開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器	<p>1～3.4 (略)</p> <p><u>3.5 自動運転機能を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにあつては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。</u></p>

	<p><u>3.2 (略)</u></p> <p>[新設]</p>
半密閉燃焼式ガスバーナー付ふるがま	<p>1～3.0 (略)</p> <p>[新設]</p> <p><u>3.1 (略)</u></p>
ガスふろバーナー	(略)
開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器	<p>1～3.4 (略)</p> <p>[新設]</p>

- (2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにおいて、使用者の操作が一定時間無かった場合、自動的に停止する機能を有すること。
- (3) 出湯温度の設定ができるものにおいては、出湯温度（設定温度）に対し+5℃以下であること。ただし、使用者が直接触れない出湯（暖房用の湯等）は除く。
- (4) 取扱説明書にシャワー使用時・入浴時などには、湯の温度を確かめてから使用する旨の記載があること。

3.6 (略)

3.7 (略)

3.5 (略)

3.6 (略)

開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ

- 1～3.6 (略)
- 3.7 自動運転機能を有するものにおいては、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにおいては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。
 - (2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにおいては、使用者の操作が一定時間無かった場合、自動的に停止する機能を有すること。
 - (3) 温風温度は、温風吹き出し口から1000mm（消費量が7kWを超えるものは1500mm）の温風温度が80℃以下であること。
- 3.8 (略)
- 3.9 (略)
- 4.0 取扱説明書に可燃物を近くに置かない旨の記載があること。

開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ

- 1～3.6 (略)
- [新設]
- 3.7 (略)
- 3.8 (略)
- [新設]

密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま

- 1～3.5 (略)
- 3.6 自動運転機能を有するものにおいては、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるものにおいて

密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま

- 1～3.5 (略)
- [新設]

は、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。

(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるもの
にあっては、使用者の操作が一定時間無かった場合、自動的に停止する
機能を有すること。

(3) 給湯のできるものであり、かつ出湯温度の設定ができるもの
にあっては、出湯温度（設定温度）に対し+5℃以下であるこ
と。ただし、使用者が直接触れない出湯（暖房用の湯等）は除
く。

(4) 浴槽の温度設定ができるものにあっては、設定温度に対し+
5℃以下であること。

(5) 取扱説明書にシャワー使用時・入浴時などには、湯の温度を
確かめてから使用する旨の記載があること。

3.7 (略)

ガスこんろ

1～12 (略)

1.3 過熱防止装置を有するものにあっては、次に掲げる基準に適合
すること。

(略)

(4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本産業規格 S
2149 (2009) ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッ
チに定める規格

1.4～3.2 (略)

3.3 自動運転機能を有するものにあっては、次に掲げる基準に適合
すること。ただし、主として液化石油ガスの保安の確保及び取引
の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が、業務の
用に供するものにあっては(2)、(4)、(5)の適合は除く
。

(1) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるもの
にあっては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。

(2) 赤熱する発熱体又は、炎に触れることができるもの
にあっては、点火動作を伴う自動運転機能の操作ができないこと。

3.6 (略)

ガスこんろ

1～12 (略)

1.3 過熱防止装置を有するものにあっては、次に掲げる基準に適合
すること。

(略)

(4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本産業規格 S
2149 (1993) ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッ
チに定める規格(略)

1.4～3.2 (略)

[新設]

は、使用者の操作が一定時間無かった場合、自動的に停止する機能を有すること。

(3) 立ち消え安全装置もしくは、不点火を防止する機能を有すること。

(4) 調理油過熱防止装置を有すること。

(5) 煮こぼれがガスの通る部分の外表面や電装品の端子部等にかからない構造であること。

ただし、ガスの通る部分の外表面が、日本産業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属である場合にあっては、この限りでない。

3 4 (略)

3 5 (略)

3 6 取扱説明書に使用中離れないこと・可燃物を近くに置かない旨の記載があること。

(備考)

[半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器]

(略)

3 1 について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3 2 について (略)

[半密閉燃焼式ガストーブ]

(略)

3 2 について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定

3 3 (略)

3 4 (略)

[新設]

(備考)

[半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器]

(略)

[新設]

3 1 について (略)

[半密閉燃焼式ガストーブ]

(略)

[新設]

した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.3について（略）

[半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま]

(略)

3.1について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.2について（略）

(略)

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器]

(略)

3.5について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.6について（略）

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ]

(略)

3.7について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.8について（略）

[密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま]

(略)

3.6について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定

3.2について（略）

[半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま]

(略)

[新設]

3.1について（略）

(略)

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器]

(略)

[新設]

3.5について（略）

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ]

(略)

[新設]

3.7について（略）

[密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま]

(略)

[新設]

した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.7について（略）

[ガスこんろ]

（略）

3.3について

「自動運転」とは、通常状態の条件下において、あらかじめ製造者又は使用者が設定した内容に従い、機器が運転を実施する機能をいう。

3.4について（略）

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

なお、改正日から令和4年5月31日までは従前の例によることができる。

3.6について（略）

[ガスこんろ]

（略）

[新設]

3.3について（略）